

## 荷主・元請事業者と実運送事業者との協働による安全運行の向上に向けて(安全運行パートナーシップ・ガイドライン)(案) に対していただいた主なご意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見	国土交通省の考え方
<p>安全運行パートナーシップを実現させるため、運送事業者は、実効性のある「運輸安全マネジメント」に取り組むことが必要。</p> <p>また、「Gマーク」を推奨しているが、「Gマーク」よりも「運輸安全マネジメント」を推奨すべき。</p>	<p>御指摘のとおり、運輸安全マネジメントは、事業者の安全確保のため極めて重要なものであり、昨年10月1日から、自社の輸送の安全を確保するための取組みとして行っているものです。また、本年から運輸安全マネジメントの取組状況について評価を実施しており、その浸透を図っているところです。</p> <p>他方、安全運行パートナーシップガイドライン(案)は、安全運行の向上に向けて、荷主・元請事業者と実運送事業者が協働して取り組むべき事項について整理したものです。</p> <p>なお、「Gマーク制度」は、一定の評価基準に従い、安全性に優れた事業所を認定する制度であり、荷主・元請事業者が実運送事業者を選定する場合の客観的指標の一つとして適切なものと考えます。</p>